

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川辺町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

川辺町長

公表日

令和2年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1) 予防接種の実施及び接種履歴管理 (2) 予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 (3) 給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 (4) 給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 (5) 予防接種実費徴収 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康かるて(予防接種)システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア/プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)、別表第一項番10
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二 【情報提供】項番16の2、18 【情報照会】項番16の2、17、18、19
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4 川辺町役場 総務課 電話0574-53-2511(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】項番17、18、19	【情報提供】項番16の2、18 【情報照会】項番16の2、17、18、19	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月17日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 馬場啓司	住民課長	事後	
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民課	健康福祉課	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長	健康福祉課長	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IVリスク対策	－	IV 追加	事後	新様式への変更
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	